平成２４年（フ）第１０２９号
札幌市東区北48条東16丁目１番７号　シャルム栄101号
債務者　進藤　一輝
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字岩井948番地７岩井住宅102号
債務者　狩野　清一
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８１号
群馬県伊勢崎市境三ツ木238番地14　パナハイツベルエアＢ101
債務者　小西　英二
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５号
群馬県伊勢崎市連取町1503番地１　本木マンション401
債務者　岡本　二彦
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０８号
群馬県伊勢崎市宗高町83番地１
債務者　今井　庸子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１０号
群馬県北群馬郡榛東村大字山子田1016番地４関口コーポ202号
債務者　大久保一利
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１１号
群馬県北群馬郡榛東村大字山子田1016番地４関口コーポ202号
債務者　大久保勝子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１２号
群馬県渋川市阿久津166番地３
債務者　小嶋　和美
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１３号
群馬県前橋市北代田町229番地２
債務者　黒沢　里砂
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５号
群馬県前橋市昭和町２丁目15番９―302号
債務者　山崎由香里
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２４号
群馬県前橋市市之関町956番地６
債務者　中村美惠子（旧姓柳澤）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１００号
群馬県高崎市若松町３番地11　小泉ハイツ
債務者　小泉　明子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１０５号
群馬県高崎市片岡町３丁目９番19号　セジュールかたやまＡ205号
債務者　山下　清江
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１０６号
群馬県高崎市上中居町167番地１　ハイツＹＫ106号
債務者　塩野恵理子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１０７号
群馬県高崎市菅谷町20番地219　第２菅谷タウンハイツ201
債務者　山崎　正志
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１０８号
群馬県高崎市菅谷町20番地219　第２菅谷タウンハイツ201
債務者　山崎　眞弓
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１０９号
群馬県富岡市富岡1638番地１、住民票上の住所群馬県みどり市笠懸町阿左美2100番地４サンヴィレッヂ笠懸Ｅ―102
債務者　田口　　梢
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部